

## 共通編の主な事項の説明要旨

- 1 指定基準の遵守及びサービスの質の向上について（P 1～）

事業者は、障害者等の人格を尊重し、その立場に立ち、常にサービスの質の評価と向上に努めることが求められています。
- 2 指導・監査について（P 2～）

事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、県民局による実地指導を定期的に行います。事業者においては、基準に沿った運営、報酬請求を行っているか平素から確認をお願いします。
- 3 指定更新について（P 6）
- 4 体制等に関する届出について（P 7）

令和3年度報酬改定において加算の新設や内容変更があり、支援に要する費用の額の体制等の状況一覧表、各加算届、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式8）等が変更されているので、新しい様式を使用してください。
- 5 変更・廃止・休止等の届出について（P 8）

変更、廃止、休止の届出については、「障害福祉サービス事業等指定申請・変更届出等の手引き」、「障害児通所支援事業指定申請・変更届出等の手引」等に従い、定められた時期に定められた書類を提出してください。
- 6 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について（P 9）

事業者は法令遵守責任者を選定するなど業務管理体制を確保しなければなりません。当該責任者等に変更がある場合は、県民局等届出先に変更届の提出をお願いします。
- 7 福祉・介護職員処遇改善加算等について（P 10～）

令和4年度の当該加算の計画書等の関係書類の提出期限は、交付金に関連して様式変更があったため、4月15日（金）とします。また、5月1日での算定の場合も同様に4月15日が提出期限です。なお、6月1日での算定の場合は、4月末日が提出期限となります。
- 8 障害福祉サービス等情報公表制度について（P 12～）

障害福祉サービス情報公表制度では、「障害福祉サービス等情報公表システム」において事業所等の情報をインターネット上のWAMNETのサイトで公表しています。情報公表後は最低でも年1回の事業者による情報更新が必要です。
- 9 利用者の安全確保について（P 14～）

市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等を義務付けています。

避難確保計画を未作成等、義務を履行していない場合は、早急な対応をお願いします。

## 10 その他連絡（P15）

### 11 参考資料（P16）

#### （1）令和2年度指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指定等の状況（P17～）

令和2年度の実地指導において是正改善指導を行った内容について、サービスごとに集計していますので確認してください。

#### （2）事業所の指定・運営に関する関係法令等一覧（P20）

#### （3）利用者事故等発生時の対応について（P21～）

医療機関への受診を要した事案、行方不明、食中毒及び感染症、従業員の重大な法律違反や利用者処遇に影響のある不祥事、運営に影響する被災等が、発生した場合は、速やかに指定権者及び関係市町村に報告してください。

新型コロナウイルス感染症については、当面、感染が疑われる者が発生した時点での報告をお願いします。

#### （4）水防法・土砂災害防止法の改正について（P24～）

洪水・土砂災害警戒区域に所在する施設等は、「避難確保計画」の策定が義務付けられています。未作成の施設等は、速やかに作成し、提出ください。

#### （5）業務継続計画（BCP）作成について（P33～）

自然災害や感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、継続的なサービス提供が求められるため、緊急時の人員招集方法や飲料水、食料、衛生用品、燃料などの確保策等を定めるBCPの策定、研修及び訓練の実施をお願いします。

（令和6年3月31日までは努力義務ですが、早期の対応をお願いします。）

#### （6）令和2年度における施設従事者等による虐待の状況について（P44）

#### （7）虐待防止措置について（P45）

令和3年4月の基準改正により、事業者が行わなければならない措置が強化され、委員会の設置などが令和4年4月から義務になります。

事業者における体制整備等のために参考となる事例集（暫定版）を別冊資料として掲載していますので確認してください。

#### （8）相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修について（P46～）

令和4年度のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について、優先して受講が必要な方及び研修開催予定について記載しています。該当する方については、記載内容のとおり受講をお願いします。未受講の場合、責任者等の要件を欠くことになる場合がありますので、注意してください。

(9) 障害者差別解消法について (P 5 1 ~)

障害者差別解消法が平成 2 8 年 4 月に施行され、7 年目となります。

引き続き、差別解消に努めていただくとともに、周知・啓発に御協力ください。

特に、各事業者におかれては、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」を熟読いただき、利用者等への適切な対応をお願いします。

(10) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について (P 5 3 ~)

新型コロナウイルス感染症に関する対応等の資料を掲載しています。

最新の情報等をご確認の上、引き続き感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(11) 質問票 (P 5 6)

(12) 質問担当窓口 (P 5 7)

令和 4 年 3 月指導監査室